

昭和四五年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に当たるときは、は、そのと日)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

◇告示 保険医療機関の指定 次

土地配分計画の作成

解除予定の保安林にする旨の通知

土地の用途廃止

昭和二十八年二月鳥取県告示第五十三号の一部改正

◇教委規則 鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

◇公正 告白 昭和四十五年二級建築士試験の実施

◇改正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告示

鳥取県告示第三百四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第三百五号

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指 定 年 月 日
門脇内科医院	倉吉市山根五八六	内科、胃腸科、循環器科、放射線科、呼吸器科	門脇義人	昭和四十五年四月十五日
潮診療所	西伯郡会見町三崎三七	産婦人科、小兒科、内科	潮美史	昭和四十五年四月二十一日
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四由良宿	歯科	上田務	昭和四十五年四月二十五日
仲歯科医院	東伯郡大栄町	"	仲洋典	昭和四十五年四月二十一日

区分	地区名	所 在 地		團 体	予定壳渡口数	予定壳渡面積 (平方メートル)	用途	摘要	要
		郡市	町村						
土地	岩 伏	西 伯	中 山	殿 河 内	一	一	一	用 路	道
岩 伏	西 伯	中 山	殿 河 内	高 橋	五七〇	五七〇	一九五	途	道
西 伯	中 山	殿 河 内	松 河 原	一一一	一七五	一七五	一九五	用 路	道
若 桜	大 山	高 田	一一一	一一一	一〇八	一〇八	一九五	途	道
八 头	豊 房	加 茂	一一一	一一一	四八七	四八七	一九五	用 路	道
若 桜	諸 庵	高 田	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	途	道
西 伯	原		三 四、四 六 六	三 三 三	一一一	一一一	一一一	用 路	道
西 伯	原		二 二 七	二 二 七	一一一	一一一	一一一	途	道

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第三百七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(面
積)

用

途

八頭郡用瀬町大字用瀬字中筋川端四九〇ノ一一番地先から
四八六〇ノ一一番地先まで

四八一ノ一番地先

五二・六八
面
積

一四七・三二
面
積

道
路
敷

鳥取県告示第三百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(面
積)

用

途

鳥取市桂見字村土居七六三番地先から
七六二ノ二番地先まで

七〇・七一
面
積
道
路
敷

一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市富海字柿ノ木谷一一三九、字宇野田山一一四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

鳥取県告示第三百九号

昭和二十八年一月鳥取県告示第五十三号（港湾区域の設定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

田後港の項港湾区域の欄を次のように改める。

岩美町大字浦富西松島島頂（標高三十九メートル）を中心とする半径八百メートルの円内の海面

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月二十八日

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則
(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第一条 鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「係に」を「係及び分館にそれぞれ」に改める。

第五条の二第六号を次のように改める。

六 主任 上司の命を受け、その係又は分館に属する事務に従事する。

(鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立科学博物館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「主幹を」の下に「、係に主任を」を加える。

第四条の二に次の一号を加える。

五 主任 上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。

別表第二号中「主事」を「主任・主事」に改める。

第三条 鳥取県教育研究所規程（昭和三十二年二月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「主幹を」の下に「、係に主任を」を加える。

第四条の三に次の一号を加える。

五 主任 上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。

別表第二号中「主事」を「主任・主事」に改める。

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第四条 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「係、企画広報室及び経理室に主任」を「経理室に経理室主任又は主任を、係及び企画広報室に主任」に改める。

第七条第十号を次のように改める。

十 経理室主任 室長をたすけて、その室に属する事務に従事し、室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第七条に次の一号を加える。

十一 主任 上司の命を受け、その係又は室に属する事務に従事する。

第十四条第七項を次のように改める。

附 則

7 主任は、上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。
この規則は、昭和四十五年五月一日から施行する。

地方労働委員会告示

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治、四、三	鳥取市西町四丁目一一五	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取) 三一六七八	鳥取県地方労働委員会委員 広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明治、五、三	鳥取市寿町二五五		(吉岡) 三一四一八	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長	昭三、一、三
四宮 守正	明治、一〇、一	鳥取市金沢一三三	日本海新聞社論説委員長	(社) (鳥取) 三一四一三	日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭三、一、三
田中 篠鶴	大正、一、七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教授	(社) (鳥取) 三一四一四	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭四、四、二
谷口 富雄	大正、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局次長 鳥取県地方労働委員会委員	(宅) (鳥取) 三一四一九	鳥取県地方労働委員会委員 国鉄労働組合米子地方本部執行委員	昭四、四、二
黒田 仙二	大正、三、二	倉吉市米田町一七七	全日本電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	(社) (鳥取) 三一三二一 (倉吉) 二一四〇四	鳥取県地方労働委員会委員 中国電力労働組合倉吉支部委員長	昭四、四、二
北尾 才智	大正、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	私鉄中國地方労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (鳥取) 三一零九〇 (鳥取) 三一三九一	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長	昭四、三、二
			私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車 私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車 鳥取県地方労働委員会委員			

橋本 正	大四、一〇、三	倉吉市福山九六	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会議長	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員	昭三七、二、二六
鈴沢 義夫	大二、一一、一	鳥取市古海一八	大同木材工業株式会社取締役副社長	あつせん員候補者(昭三七、九一 三二、二)	大三、三、二四
清水 英雄	明六、二、七	鳥取市弥生町三八〇	鳥取県経営者協会副会長	鳥取県地方労働委員会委員	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
鈴木 実	大六、六、二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県地方労働委員会委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員会委員	昭三七、二、二六
松浦 武儀	明季、一〇、一八	鳥取市二階町三丁目二二八	鳥取県経営者協会専務理事	鳥取県地方労働委員会委員会委員	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
鈴木 敬直	大六、一、一八	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取家具工業株式会社取締役社長	鳥取県地方労働委員会委員会委員	昭三七、二、二六
北岡 義尊	大五、二、一六	鳥取市仲之町七六二	鳥取商工会議所専務理事	日本海新聞社取締役、論説委員	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
小谷 照雄	明四、二、二一	倉吉市仲之町七五四六	北岡病院院長	鳥取県地方労働委員会委員会委員	昭三七、二、二六
磯江 末夫	大一、六、三	東伯郡羽合町田後三四八の二	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県立第一中学校教諭	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
美作女子大学講師	勝入寺住職	鳥取市立川町一丁目三四の一	所(鳥取)三一三〇五 (鳥取)三一三〇五 (鳥取)三一三〇五	あつせん員候補者(昭三七、九一 三二、二) 鳥取県地方労働委員会委員会委員 鳥取県立第一中学校教諭	昭三七、二、二六
社(倉吉)	二一三二一	鳥取市立川町一丁目三四の一	院(倉吉)二一三二六 (倉吉)二一三二九 (倉吉)二一三二九	鳥取県地方労働委員会委員会委員	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	羽合町議會長	鳥取市立川町一丁目三四の一	宅(倉吉)二一三二九 (倉吉)二一三二九	鳥取県地方労働委員会委員会委員	昭三七、二、二六
國鐵動力車労働組合米子地方本部特別執行委員	國鐵動力車労働組合米子地方本部特別執行委員	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	地評(鳥取)三一三〇五 鳥取県議会委員会委員
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	昭三七、二、二六
鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	昭三七、二、二六
全國金屬労働組合神鋼機器工業支部執行委員長	全國金屬労働組合神鋼機器工業支部執行委員長	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	昭三七、二、二六
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	昭三七、二、二六
伯耆振興工業労働組合執行委員長	伯耆振興工業労働組合執行委員長	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	鳥取県立倉吉東高等学校教諭	昭三七、二、二六	昭三七、二、二六

(第三種便郵物認可) 昭和45年4月28日 火曜日

鳥 县 公 報 取 取

井上 武	大二、六、三	倉吉市駄経寺一四五	昭三七、三、六
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九九一の 一	組合(倉吉) 二一六一〇
米田 光好	明三、二、一〇	倉吉市鴨河内一〇一三一	鳥取県地方労働委員会委員 ヒシクラ商事株式会社取締役社長
上原 集三	明三、八、九	米子市西町一六	神鋼機器工業株式会社総務部長 ヒシクラ醤油株式会社取締役
尾平 正義	明三、二、一〇	日野郡日野町福長九〇四	鳥取県地方労働委員会委員 弁護士
大坪 蔡六	大二、一、一〇	米子市富益町六九六	鳥取県地方労働委員会委員 大坪医院院長
宇田 輝正	明三〇、二、二〇	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県地方労働相談員 拓殖大学教授会委員
小倉 勇	昭二三、七、三	米子市陰田町〇	宅(黒坂) 二一四七四 院(米子) 二一六〇八 宅(米子) 二一九四〇
中森 義人	大二、八、二	米子市浦津二七九	鳥取県労働組合總評議会西部地区評 議会事務局長 私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車 支部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員
石田 登	大二、四、一	米子市皆生一六八四の二	地本(米子) 二一五七 院(米子) 二一三一 (米子) 二一三〇〇
松田 正雄	明三、三、一〇	米子市紺屋町二七	鳥取県労働組合總評議会副議長 鳥取県労働組合評議会西部地区評 議会副議長 博愛病院從業員組合執行委員長 米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県労働委員会委員

小林 繁	大1開、平14	米子市久米町四五	社(米子) 5-0011 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員 昭40、11月
安部二代治	明治、10、1	米子市久米町三二一	山陰石油株式会社取締役 鳥取県経営者協会顧問 社(米子) 11-1411 (米子) 5-0K11 (米子) 11-1411
永川 重幸	明治、111	米子市旗ヶ崎1〇一九の三	電気商事株式会社代表取締役 社(米子) 11-1411 社(米子) 11-1411
本間 知之	大正、4、11	鳥取市西町四丁目110	鳥取県地方労働委員会事務局長 事務局(鳥取) 11-1404 (鳥取) 11-1404
沢田 喬郎	大正、8、10	鳥取市吉方温泉一丁目111	鳥取県地方労働委員会事務局次長 事務局(鳥取) 11-1404 (鳥取) 11-1404
谷口 俊男	大正、11、18	鳥取市雲山五五	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長 事務局(鳥取) 11-1404 (鳥取) 11-1404
横山 秀晴	大正、8、19	鳥取市卯垣一五一	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長 事務局(鳥取) 11-1404 (鳥取) 11-1404
公 告			
1 試験期日	昭和45年7月25日(土) 及び26日(日)		
2 試験場所	鳥取市東町2丁目	鳥取県立鳥取西高等学校	
3 受験申込期間	昭和45年5月15日(金) から5月25日(月)まで		
建築士試験を次のとおり実施する。			
昭和45年4月28日			
鳥取県知事 石破二朗			

5 その他の

詳細については鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。

正

誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和四十五年四月鳥取県条例第三十四号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段誤

正

延滞金額 (4)	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円 $(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円
-------------	--

延滞金額 (4)	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円 $(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円
-------------	--

九

八

上

下

延滞金額 (4)	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円 $(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円
-------------	--

延滞金額 (4)	$(1) \times 0.073 \times (2) =$ 円 $(1) \times 0.146 \times (3) =$ 円
-------------	--

延滞金額 (4)	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円 $(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円
-------------	--

延滞金額 (4)	$(1) \times \frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円 $(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円
-------------	--